

第11次計画（令和3年度～令和7年度）

第12次計画（令和8年度～令和13年度）

目次（第11次計画）	目次（第12次計画）
第1部 『総論』 第1章 交通安全計画について 1 計画の位置付け・期間等 2 計画の基本理念 【交通事故のない社会を目指して】 【人優先の交通安全思想】 【高齢化が進展してもなお安全に移動できる社会の構築】 3 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項 第2章 交通事故等の現状 1 道路交通事故の現状 (1) 交通事故発生状況 (2) 過去5か年の交通事故実態 2 道路交通事故の見通し 3 鉄道事故の現状 4 踏切事故の状況等 5 画を推進するために担うべき役割 第3章 交通安全計画における目標 1 道路交通の安全についての目標 2 踏切道における交通安全についての目標 第4章 重点課題と施策の柱 【重点課題】 1 交通安全推進体制の維持、交通安全指導者の育成 2 <u>高齢化社会を踏まえた総合的な対策</u> 3 飲酒運転の根絶 4 通学路等における交通安全の確保 5 スピードダウン 6 シートベルトの全席着用 7 自転車の安全利用 8 踏切道における交通安全対策 9 冬季における交通安全 【施策の柱】 道路交通の安全 踏切道における交通の安全 第2部 『講じようとする施策』 第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備	第1部 『総論』 第1章 交通安全計画について 1 計画の位置付け・期間等 2 計画の基本理念 【交通事故のない社会を目指して】 【人優先の交通安全思想】 【<u>少子</u>高齢化が進展してもなお安全に移動できる社会の構築】 3 これからの<u>6年間</u>（計画期間）において特に注視すべき事項 第2章 交通事故等の現状 1 道路交通事故の現状 (1) 交通事故発生状況 (2) 過去5か年の交通事故実態 2 道路交通事故の見通し 3 鉄道事故の現状 4 踏切事故の状況等 5 計画を推進するために担うべき役割 第3章 交通安全計画における目標 1 道路交通の安全についての目標 2 踏切道における交通安全についての目標 第4章 重点課題と施策の柱 【重点課題】 1 交通安全推進体制の維持、交通安全指導者の育成 2 <u>高齢者及びこどもの安全確保</u> 3 飲酒運転の根絶 4 通学路等における交通安全の確保 5 スピードダウン 6 シートベルトの全席着用 7 自転車<u>及び小型モビリティ</u>の安全利用 8 <u>生活道路における歩行者等の安全確保</u> 9 <u>外国人の交通安全対策の推進</u> 10 踏切道における交通安全対策 11 冬季における交通安全 【施策の柱】 道路交通の安全 踏切道における交通の安全 第2部 『講じようとする施策』 第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (2) 幹線道路における交通安全対策の推進	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
目 次（第 1 1 次計画）	目 次（第 1 2 次計画）
(3) 交通安全施設等整備事業の推進 (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (5) 自転車等の駐車対策の推進 (6) 公共交通機関利用の促進 (7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (8) 冬期道路交通環境の整備 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (3) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 3 道路交通秩序の維持 4 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急医療体制の整備 5 被害者支援の充実と推進 第2章 踏切道における交通の安全. 1 踏切道の構造の改良整備の促進 2 踏切保安設備の整備 3 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	(3) 交通安全施設等整備事業の推進 (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (5) 自転車等の駐車対策の推進 (6) 公共交通機関利用の促進 (7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (8) 冬期道路交通環境の整備 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (3) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 3 道路交通秩序の維持 4 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急医療体制の整備 5 被害者支援の充実と推進 第2章 踏切道における交通の安全. 1 踏切道の構造の改良整備の促進 2 踏切保安設備の整備 3 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置